IT専門家（デジタル統括アドバイザー）の主な職務内容等

１．厚生労働省のIT専門人材の主な職務内容

①厚生労働省のデジタル化戦略への助言等

* 省内の情報化戦略及び基本的な方針又は計画の策定・推進・評価、デジタル技術、ITを活用した業務見直し、投資管理（運用コスト削減を含む）及びデジタル人材の育成・確保等について、必要な助言及び支援を行うこと。

②厚生労働省のITガバナンスや行政サービス改革等に係る取組

* 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（以下　「標準ガイドライン」という。）等に基づく業務（プロジェクトの計画・管理、要件定義、予算要求時における見積りの精査、情報システム調達における仕様書の作成や提案書の審査等）について、府省内全体管理組織（以下「PMO」という。）及びプロジェクト推進組織（以下「PJMO」という。）と連携して、必要な助言及び支援を行うこと。
* 「デジタル・ガバメント実現のためのグランドデザイン」等に基づき、省におけるユーザー体験志向、データファースト等の行政サービス改革に係る施策について、PMO及びPJMOと連携して、必要な助言及び支援を行うこと。
* 情報システムの活用による業務改革（BPR）を推進する支援を行うこと
* 各種施策の円滑な実施や人材育成のため、省の職員を対象とした各種研修を実施すること。

③厚生労働省のシステム開発・運用等に係る取組

* 省の主なシステム開発・運用に関して、技術的観点から助言・支援を行うこと。
* 特に、技術的観点については、クラウドを活用したシステム開発やシステムの移行について、最新の技術や開発手法について助言・支援すること。
* メインフレームなどの大規模システムのオープン化やモダナイゼーションについて助言・支援すること。
* 省の情報分野の責任者に対し、省の各プロジェクト等に係る現状・課題等を定期的に情報提供するよう努めるとともに、重大なインシデント等の発生が予見される場合は、適切に報告すること。
* 省の各プロジェクト等に係るデジタル庁等への説明に原則同席し、先方の疑問等について省PMO及びPJMOと協力の上対応すること。その際、デジタル庁等の考え方を担当府省PMO及びPJMOに浸透させ、担当者が自ら考え、改善を図っていくことができるよう留意すること。

２．留意事項

* 業務の遂行に際しては、省のPMO及びPJMOと、報告、連絡、相談を緊密に行うこと。
* 業務の遂行を通じて得られた経験・ノウハウを蓄積し、関係者や後任者等に対する情報共有や引継ぎを行うこと。
* デジタル・ガバメントに係る各種施策について、幅広い視野を持って情報を収集し、最新の情報の活用や課題解決のための自らの提案をもって、その推進に努めること。
* システム構築・運用に必要と想定される一定レベルの情報セキュリティに関する情報の収集並びに知見の習得に努めること。
* 国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用を受け、国家公務員としての守秘義務、職務専念義務等が発生することを十分に留意すること。